

日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の成果と課題

広渡清吾

本日のシンポジウムのテーマは、とても大きなテーマですが、私のこれまでの経験のなかから2つのことをお話しします。

1. ドイツ研究の意義・目的について—地域研究・比較研究・外国研究

1つは、「ドイツ研究」の意義あるいは目的ということについてです。私は、昨年まで10年間、日本ドイツ学会（Japanische Gesellschaft für Deutschstudien）の理事長を務めています。この学会は1985年に創設された新しい学会で、ドイツ語圏地域の地域研究（area study）を行うことを目的にしています。具体的には、ドイツ連邦共和国、1990年の統一前ですと、西ドイツ（ドイツ連邦共和国）と東ドイツ（ドイツ民主共和国）が主要な研究対象です。この学会は、創立20周年を迎えた2004年の第20回目の総会で「ドイツ研究の新地平を拓く」というテーマを掲げてシンポジウムを行いました。その際に私は、これまでの学会での研究活動を振り返って整理を試みましたが、そのときに考えたことを素材にしながら、お話しします。

日本ドイツ学会の研究活動は振り返って考えますと、第1に「ドイツという対象に即して、人文・社会科学諸分野からの学際的な議論を進める総合学としての地域研究」を目的にしています。そして第2に、その際の関心が、とくにドイツ統一後にはより明瞭になりますが、ドイツそのものへの内向きの関心から、世界とヨーロッパにおけるドイツの位置づけに関わる外向きの関心に移動していることが分かります。

ここでみられる、一方でドイツという対象そのものの内在的な理解に向かう関心と、他方でドイツを外からとらえ世界のなかで位置づける、いわばドイツの相対化に向かう関心は、排斥しあうものではなく、地域研究としてのドイツ研究にいずれも必要なものです。むしろここから見出せるのは、地域研究は、そのなかに必然的に他の地域との比較研究（comparative study）の要素を含んでいるということです。地域研究は、それ自体が比較研究として展開されなくとも、「それが何であるか」という問いを突き詰めるなかに、比較研究の契機が含まれているからです。ここで比較研究は、比較されるものの相互の特徴を明らかにするとともに、相互の関係性を分析するものといえるでしょう。

以上は、「ドイツをよく知る」という目的に向けられた、学術研究本来のあり方に内在する地域研究と比較研究の関連の仕方です。ところで、日本社会に研究の本拠をおく私たちにとって、ドイツは外国であり、ドイツ研究は外国研究です。近代日本にとって外国研究は、世界における先進国と後進国の図式を所与の前提にした先進的制度や文物の移入を目的にしたものでした。私の専門は、法律学ですが、日本

の法制度は、明治政府の基本方針が、幕末から明治初期にかけて有力であった英仏モデルの採用から、明治10年代半ば以降ドイツ＝プロイセンモデルの採用に転換した結果、圧倒的にドイツの法制度を移入して構築されました。制度の継受(Rezeption)のあとには、その運用の技術、つまり制度運用のための法解釈学が移入され、明治末期は「ドイツ法学の全盛時代」と呼ばれる状況になりました。ドイツ法研究は、日本の法律学にとってまさに実用的な研究であったわけです。

日本社会にとっての外国研究の実用的性格は、学術研究としてのドイツ研究が自覚的に方法的に処理しなければならない問題です。近代化の過程における「模範としてのドイツ」という位置づけが、現在のドイツ研究に不適切なことはいうまでもありません。ここでは、比較の視点を、地域研究の必然的な要素ということよりも、もっと積極的に位置付けることが重要です。日本ドイツ学会での議論を踏まえると、たとえばグローバルな諸問題、環境保護、ジェンダー、移民など、これらをテーマにドイツ研究からアプローチする場合には、「手掛かりとしてのドイツ」、「referenceとしてのドイツ」という位置づけが1つのあり方ではないかと考えられます。グローバル問題の考察について、ドイツを手掛かりに、ドイツを比較の准拠点の1つとして位置付け分析することです。このようなドイツ研究のあり方は、現代的問題への学術的アプローチとして、同時に社会にとって直接に有用性をもつ研究のあり方として、有力なものではないかと思います。

ところで、以上の話のなかで「ドイツ研究」という場合のドイツは、ほぼ nation-state、国民国家としてのドイツをイメージしてきました。しかし、これはドイツ研究にとって決して自明で当然のことがらではありません。歴史の視点を含みこめば、国民国家としてくくりえない地域も、そのレベルよりも大きなレベル、また、より小さなレベルの両者を含んで、ドイツ研究の対象です。とくに歴史といわなくて、現代における地域の比較研究という枠組みで考えても、国民国家のレベルの上下に、これが広がることは容易に理解できます。ドイツの東と西、あるいはドイツの南と北、また、ドイツとオーストリア、さらにドイツを重要な要素とするヨーロッパ地域と日本を重要な要素とするアジア地域の比較、ということなどをすぐに思い浮かべることができます。

以上、日本ドイツ学会の研究活動を素材にして、その成果と課題について述べてみました。ここでは、ドイツ研究の多元化の方向性を示すことが、ポイントでした。

2. ヨーロッパのなかのドイツをどうとらえるか——ドイツ・ヨーロッパ研究の意義

さて、もう一つの論点、第2の論点は、ドイツ研究の対象を国民国家としてのドイツとして設定した場合でも、国民国家ドイツがヨーロッパ統合のなかで変容しており、ドイツ研究がドイツ・ヨーロッパ研究として現れる、という問題です。これは、地域研究の研究対象をヨーロッパレベルに設定するか、ドイツレベルに設定す

るかという、任意の選択問題ではなく、ドイツ研究がそれとしてヨーロッパ研究たらざるをえないという、研究対象に内在する問題です。

この論点については法律学の視点から素材をとってお話しします。法律学分野に比較法学会という学会があり、この学会では昨年の6月に「国民国家を超える『憲法』は可能か——1990年代以降のヨーロッパ統合の問いかけ」をテーマにしたシンポジウムを行いました。法律学でもすでにEU法という専門分野が成立しており、私はEU法の専門家ではありませんが、このシンポジウムでコメントをしました。このシンポジウムは、国民国家を研究対象の単位として理解するこれまでの法律学にとって根本的な、原理的な問題を取り上げたものといえます。少し説明を加えます。

近代世界の法は、国家法と国際法の二分論から成り立っています。この二分論を支える主体は、近代の主権国家=国民国家です。主権国家とは、自己を制約する上位権力をもたない至高権力としての国家であり、その主権の担い手を国民とする国家が国民国家です。各国民国家は、それぞれその主権に基づいて統一的な国家法を制定します。近代世界においては、それゆえ国民国家の法秩序の併存、国家法の併存がみられます。私たちが法について具体的に語るときには、ドイツ法、日本法、アメリカ法などとして語るわけです。

他方、国民国家をこえた世界である国際社会には、至高の権力が存在せず、主権国家がアクターとして併存する世界であり、この世界を秩序づけるものは主権国家の相互の契約（＝条約）に基づく関係だけです。このような国際社会において主権国家=国民国家間の契約に基づいて成立し、これらのアクターを規制する法は、国際法とよばれます。国際法は、たしかに国家法と同じように「法」と呼ばれますが、しかし、国家法と異なり、契約当事者をこえる絶対的権力、主権者としての国家をもたず、それゆえ法を最終的に強制する権力を背後にもっていません。したがって、国際法的秩序の保障は、各国民国家の履行意思にかかることになります。つまり、国際社会では、強者も弱者も同様に服する主権的強制権力が欠けているので、しばしば強者の論理が支配し、国際法は法であるかという原理的な問題が投げかけられてきました。

このような基本的問題をかかえながら、第2次世界大戦以降の国際社会では、人類そのものを対象にして諸国家が普遍的人権の保障を約束しあうという現象が広がり、国際人権法という領域が発展してきました。ところでこうした国際人権が各国民にどのように保障されるかといえば、国際法と国家法の二分論の下では、主権国家=国民国家による当該の国際法の明示的な承認、つまりその国家の立法機関による批准を必要とします。このようにして、主権国家=国民国家の法秩序の完結性が保持されるわけです。

さて、このような近代世界における国家法と国際法の二分論を前提にしてヨーロッパ連合は成立しており、ヨーロッパの統合が進められているのですが、このヨー

ロッパ統合のプロセスは、伝統的二分論に、つまり近代の主権国家＝国民国家を単位とする法秩序のあり方に挑戦し、法理論的にみて、じつに興味深い問題を投げかけています。

ヨーロッパ連合（以下、EU）は、加盟諸国の条約に基づいて設立されている国際組織です。国家は、自己の主権に基づく決定によって1つの契約関係に入るわけです。それゆえ、EUは、国際法の世界に属しています。ところで世界で最大の国際組織は、国際連合です。たとえば国連は1975年から10年間を「国際女性年」と定め、その取組みの1つとして、1979年に国連総会で女性差別撤廃条約を採択しました。この条約は、1984年に日本の国会によって批准され、はじめて日本国家の法として拘束力をもつものとなりました。国際法と国家法の二分論の下では、これが通常の国際組織と国家法の関係のあり方です。

EUは、この点において、つまり国際組織と国家法の関係について、独特的な様式とダイナミズムをもつものなのです。EUは、加盟各がその主権を部分的にEUに委譲することによって、加盟各国全体を拘束する立法権と司法権を与えられています。EUは、その立法権と司法権行使するための独自の機関を組織しています。もちろん、EUは主権国家間の条約に基づいて設立され、権限を与えられているわけですから、権限の行使について枠組みと基準が条約によって示されています。ただし、その条約の解釈権限はEUの司法機関である欧州司法裁判所に与えられています。このようにしてEUの立法活動は、大きな独自性をもって展開することになります。

さてここでの中心的な問題は、主権国家＝国民国家ドイツの側からみると、どのような法状況が展開しているかということです。これは、ドイツに限らず、EU加盟諸国が多かれ少なかれ同様にかかる問題です。EUの立法活動は、加盟諸国を直接に拘束する「規則」（Verordnung）と各国による具体的な実施法律の制定を義務付ける「指令」（Richtlinie）が2つの重要な形式です。EUの立法は、いずれにせよドイツ国内において法的な効力をもつ国家法の部分を形成するものとなります。そこでは、主権国家としての選択の自由を前提とする批准という手続きはもともとから想定されていません。同種の事項について、国家法であるドイツ法とEU法が共に規制してその内容が抵触する場合には、EU法が優先するというのが条約の定める原則です。このEU法の優先という原則は、ドイツ連邦共和国で連邦法が州法に優先するという原則と同じものではありません。連邦制国家における連邦と州の関係は、連邦が至高の権力をもつ、主権国家であり、州はその構成要素にすぎず、両者は1種のヒエラルキーの関係にあります。EU法の優先性は、EUと加盟諸国がそのようなヒエラルキーの関係に立つからではなく、EUを設立した目的にそって合理的であるがゆえに採用されている原則です。

そこで、こうした法状況をどのように整理するかですが、比喩的にいえば、ドイツの国家法秩序は、ドイツ国家の立法機関とEUの立法機関を2つの焦点とする橿円として形成されていると考えられるでしょう。実際に近年のドイツの社会経済生

活を規律する法は、そのかなりの部分がEUの立法活動に由来するものです。

ここで最大の法的問題となるのが、ドイツの国家法秩序が憲法であるドイツ連邦共和国基本法(Grundgesetz)の下にどのように一元的でありうるかということです。具体的にいえば、基本法の下では連邦憲法裁判所が設置され、連邦憲法裁判所にはすべての法律についてその内容が基本法に合致するか否かの審査権が与えられています。では、連邦憲法裁判所は、ドイツ国内に適用されるEU法について、ドイツの立法機関の制定した法律と同様に審査権を行使できるかということが問題となります。ドイツはその主権に基づいてEUに一定の事項について、一定の範囲内で立法権の行使を委ねたのであり、その事項・範囲内において作成されたEU法については、その範囲を超えていないかどうかは審査できるとしても、具体的な内容については審査が及ばないという考え方がある場合には生まれます。つまり、端的にいえば、連邦憲法裁判所の審査権は、EU法について、ドイツの立法機関の制定した法律と異なる対応を必要とすることになります。

ドイツの連邦憲法裁判所は、くりかえしEU(以前にはEC)という国際組織を設立する条約およびその国際組織で定立される法に対して、憲法としての基本法の優位をどのように確保すべきかについて判決を下しています。最も新しい重要な判決は、里斯ボン条約の成立のあとに出された2009年6月のものです。極めて大ざっぱにいえば、この判決の中で連邦憲法裁判所は、基本法に示されているドイツの政治的アイデンティティを失わせるような条約は憲法違反になること、EU法の審査はEUに与えられた権限の範囲を超えていないかどうかに向けられること、そして、ドイツの政治的アイデンティティを失わせるようなEU条約が出現するとすれば、そのときはドイツはEUから脱退するか、あるいは、基本法に代わる新たな民主主義的合意を創りだす以外にないということを述べています。

以上のように法のレベルでは、ドイツを語ろうとすれば、EUを抜きにして語ることはできません。これと同様に、経済、社会、教育、文化のすべてのレベルで、ドイツとEUが国内と国際の二分法の上ではなく、内的に関連しあった「ドイツ・EU」という融合的存在として、展開しています。これをいかに捉えるかはドイツ研究の最重要の課題であり、このような意味においてドイツ研究は「ドイツ・ヨーロッパ研究」でなければならないのだと思います。